

毎月分配型・通貨選択の投資信託に関する表示について

1. 照会事項

- ・本日の WG で検討いただきました議論を踏まえ、毎月分配型・通貨選択の指針の記載を修正しました（修正箇所は、添付ファイルにより黄色で示しています。）
- ・つきましては、当該修正案について、ご意見等がありましたら、以下にご記入ください。

2. 各社からの意見

	意見	対応案	検討結果 ※会議後に追加
1	事務局修正案で承諾します。	・項番 4 の修正を除き、 原案どおりとする。	同左。
2	本件は、あくまで留意事項であり必須ではないと解しておりますが、広告物の形態によっては物理的スペースの関係から全てを記載することは困難な場合が多いと 思料します。		
3	毎月分配型投資信託の分配金の説明に関する表示について、分配金について表示する場合、記載することが望ましいとされる 3 項目のうち、 ・分配金は預貯金との利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われること ・分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があることは、投資信託協会から出された収益分配金に関する留意事項とニュアンスが異なります。例えば、案の「分配金は預貯金との利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われること」に相当する部分は、「分配金は預貯金との利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当部分、基準価額は下がります。」となっており、「分配金が支払われると、その金額相当部分、基準価額は下がります。」にもポイントが置かれています。投資信託協会から出された収益分配金に関する留意事項に合わせてはかがかかと思います。		

	意見	対応案	検討結果 ※会議後に追加
4	・P50 ⑬-イ及びロの「図を用いる等できるだけわかりやすい表示」についてよりわかりやすい表現の工夫の余地を残すため、「図・表・グラフ等を用いる等できるだけわかりやすい表示」としてはどうか	・意見のとおり修正する。	同左。
5	・P51、IV.2.(5)で「他の資料に組み込んで使用する、又は記載内容を追加して使用する場合は広告等となる場合があることに留意する。」について P48、P50、IV.1.(3) ⑦イや⑬に対しては、販売用資料に分配金の説明用リーフレットを挟みこむという対応になると考えられる。その場合、分配金の説明用リーフレットは、広告の一部という位置づけになり、広告規制に則って作成しなければならないという理解で良いか？	・意見のとおりと考える。	同左。
6	今回の指針改定案において新たに追加された参照する会員通知等を現在の指針の付録Ⅱの関連会員通知等のように新しい指針にも掲載していただきたい。	・最近の会員通知については、協会 WAN により検索・閲覧が可能であることから、付録への掲載は不要と考える。	同左。 なお、参照する会員通知等が日本証券業協会発出のものであることがわかるよう、追記を行うこととなった。
7	今回の意見募集内容と異なるが、 ・P47、IV.1.(1) ④「目論見書の入手方法・入手場所」は今回変更されているが、IV.1.(3)「具体的な留意事項」①は修正されていないので、①を「『目論見書の入手方法・入手場所』」と変更していただきたい。加えて、この部分の冒頭に「目論見書の入手方法・入手場所を記載するに際しては、わかりやすく記載すること」などと挿入していただきたい。	・前段については、意見のとおり修正する。 ・後段については、原案どおりとする。	同左。

当該 ETF・ETN 自身の価格変動リスク以外の価格変動リスクの記載について

1. 照会事項

- ・「当該 ETF・ETN 自身の価格変動リスク」は指針上の必要表示事項であることを前提に、「当該 ETF・ETN 自身の価格変動リスク以外の価格変動リスク」について、指針にどのように記載すべきかお尋ねしたいと存じます。
- ・当該 ETF・ETN 自身の価格変動リスク以外の価格変動リスクとしては、以下の 3 つの項目を記載することが考えられます（記載例は、日経平均株価指数連動 ETF の記載例です）。
 - ①連動する指数等の変動による価格変動リスクがある旨を記載する。
記載例：連動する指数等の変動により、投資元本を割り込むおそれがあります。
 - ②連動する具体的な指数の変動による価格変動リスクがある旨を記載する。
記載例：日経平均株価指数の変動により、投資元本を割り込むおそれがあります。
 - ③連動する具体的な指数の変動に実質的に影響を与える相場、金利、商品の変動による価格変動リスクがある旨を記載する。
記載例：株式市場の変動により、投資元本を割り込むおそれがあります。
- ・また、上記①から③の項目についての指針上の取り扱いとしては、それぞれ、
 - A：指針上の必要表示事項とする。
 - B：指針上の表示が望ましい事項とする。
 - C：指針上全く触れないという対応が考えられます。
- ・つきましては、以上を参考に、当該 ETF・ETN 自身の価格変動リスク以外の価格変動リスクについて、指針にどのように記載すべきかご意見を頂戴したいと存じます。
なお、本日のワーキング資料 2 の「22」の対応案として示した、
「価格変動リスクについては当該 ETF 又は ETN 自身の価格変動のほか、当該 ETF 又は ETN が連動する指数等の変動（例えば、日経平均株価指数に連動する ETF 又は ETN の場合には、日経平均株価指数の変動）について具体的に表示する。」
は、上記の分類では、②の項目について A の対応を取ることとなります。

2. ご意見

(1) 意見①

(変動リスクの記載)

①連動する指数等の変動による価格変動リスクがある旨を記載する。

記載例：連動する指数等の変動により、投資元本を割り込むおそれがあります。

(指針上の取り扱い)

B)指針上の表示が望ましい事項とする。

ETN については、既存の上場有価証券等書面を変更せず使用できる旨自主規制企画部に確認させていただいたため、広告についても別建てで記載する必要はないと考える。

(2) 意見②

・組み合わせは、①の項目について B の対応

②は、連動する具体的な指数は商品名から明らかである他、改定指針案でも別途指数の名称を記載する形になっており、改めて記載する必要はないので①で良いと思われる。

対応については、「当該 ETF・ETN 自身の価格変動リスク以外の価格変動リスクの記載」は、法定記載事項ではないので A の必要表示事項とする必要はないと考える。指針上は B の表示が望ましい事項とし、情報の有益性については協会員が各自判断すること、としてはどうか？

(3) 意見③

・広告に詳細を記載するにも限界があるため、①「連動する指数等の変動による価格変動リスクがある旨」の記載とし、指針上は B の「表示することが望ましい事項」とすべきと考える。

(4) 意見④

①の項目でAの対応とし、記載例を「連動する指数等（日経平均株価指数）の変動により、投資元本を割り込むおそれがあります。」とする。後段で「③連動する指数等の名称（銘柄名により連動する指数等の名称が明らかな場合は省略可）」の規定があります。そのため、「連動する指数等」とのみ表示し、且つ当該連動する指数等の名称が明らかでない場合には、表示を省略することができません。結果、連動する指数等の名称を具体的に表示することとなり、この価格変動リスクを説明する表示内容として特に支障はないと考えます。

(5) 意見⑤

1. 価格変動リスクの記載方法

- ・ 金融商品販売法第3条1項1号に、「当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生じるおそれがあるときは、イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨、ロ 当該指標、 ハ 取引の仕組みについて説明しなければならない」旨規定されていることを鑑みると、記載例の日経平均株価指数連動ETFのように連動する指標（記載例では「指数」）が存在する場合は②が妥当と思料します。
- ・ この場合、記載例の「指数」よりも法令通り「指標」とした方が、会員にとって分かりやすいと思料します。
- ・ また、ETF・ETNのなかには連動する指標が存在しない銘柄もあることから、②は「連動する具体的な指標がある場合には、当該指標の変動による価格変動リスクがある旨を記載する。」とする方が望ましいと思料します。

2. 指針上の取り扱い

ETF・ETNは上場商品であり、株式同様にその価格はマーケットにて決定されるため、広告には詳細なリスクの記載は必ずしも必要なく、指針上の必要表示事項とまではする必要がないと思われることから、Bが妥当と思料します。

(6) 意見⑥

- ・ 金融商品取引法第37条第1項第3号の顧客の判断に影響を及ぼす重要事項として、金融商品取引法施行令第16条第1項第4号に「顧客が行う金融商品取引行為（法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいう。以下同じ。）について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項
- イ 当該指標
 - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

とありますので、「当該ETF・ETN自身の価格変動リスク」及び「当該ETF・ETN自身の価格変動リスク以外の価格変動リスク」を表示することは必須であると考えます。

- ・一方、契約締結前交付書面の共通記載事項として、金融商品取引業等に関する内閣府令第1項第4号には、「顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由」

とあり、広告等と契約締結前交付書面における「当該ETF・ETN自身の価格変動リスク以外の価格変動リスクの記載」の表示は同程度となるものと考えられます。

- ・ETF等は金融商品取引所に上場されている有価証券であり、契約締結前交付書面に代えて上場有価証券等書面を交付しておりますが、同書面でのリスク説明は、「上場有価証券等の売買等に当たっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益権等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。」です。したがって、広告等においても、この水準の記載にとどめるのが妥当ではないかと考えます。

(7)意見⑦

- ・当該ETF・ETN自身において、価格変動リスク以外の価格変動リスクは個々の商品より多種多様な面があり、ケースバイケースでの対応が望ましい。（当該ETF・ETN自身に対応した価格変動リスク以外の価格変動リスクを表示する。）

3. 対応案

- ・改正案対照表 P52 を参照。

4. 検討結果（※会議後に追加）

- ・事務局より再度修正案を提示のうえ、改めて検討を行うこととなった。

4. その他の意見

① E T N の訳について

- ・ E T N を「上場投資証券」と呼ぶのは、誤解を与えるのではないのでしょうか？これを解釈するに、そのまま読んで、上場している「投資証券」を指すのか？さすれば、「外国 R E I T」みたいなものを指します。一方、東証が上場を計画している「E T N」は、すべてその実態は債券です。エクイティ性を表象するような「投資証券」ではありません。よって、直訳するなら「上場債券」ですし、意識するなら「指標連動債券」です。

【対応案】

- ・ 東証の規則の文言にあわせ「指標連動証券」とする。

【検討結果※会議後に追加】

- ・ 同上。

② J D R / E T N の分類

- ・ 受益証券発行信託の受益証券を E T F に含める、とありますが、今般東証が計画する「E T N をくるんだ受益証券発行信託の受益証券」は商品性が E T F と同じであれば、必要表示事項等の広告指針上の扱いも E T F と同じで良いか。

【対応案】

- ・ 同じで良いと考える。

【検討結果（※会議後に追加）】

- ・ 同上。